

議 事 録

会議の名称	令和6年第11回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和6年10月25日（金） 午後2時から 午後3時20分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第54号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第55号議案 農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第56号議案 農用地利用集積計画の決定について（期間） (4) 第57号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について（通年） (5) 第58号議案 農地法第3条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について (6) 第59号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (7) 第60号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (8) 第61号議案 本庄農業振興地域整備計画の変更について (9) 報告第49号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (10) 報告第50号 農地法第3条の3の規定による届出について (11) 報告第51号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (12) 報告第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (13) 報告第53号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (14) 報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年第11回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和6年第11回本庄市農業委員会総会議案

	3 本庄農業振興地域整備計画の変更について（別冊） 4 事務局連絡事項
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	定刻となりましたので、ただいまより、令和6第11回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。 それでは、議事日程に従い進行させていただきます。 はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和6年第11回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	次に、議事日程2、あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	(田端会長、あいさつ)
事務局長	本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。
議長	それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席1番細野俊文委員、議席2番内田新一委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。 次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案8件及び報告6件です。 はじめに、第54号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第54号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。 第54号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求め

	<p>るものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転2件です。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件といたしまして、農地法第3条第2項の規定に基づく、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件がございますが、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席6番金子委員でございます。</p> <p>次に整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席6番金子委員でございます。</p> <p>整理番号1及び整理番号2の申請地位置図は、3ページとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案について、地区担当委員からの報告を求めます。整理番号1及び整理番号2について、議席6番金子委員の報告を求めます。</p>
金子委員	<p>整理番号1及び2について、6番金子より報告させていただきます。</p> <p>10月21日午前11時頃、戸塚推進委員と現地確認及び受人への聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1・3-2の地図をご覧ください。申請地は、新井北橋より北西に約40メートルから110メートル、西に約120メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地では、ブロッコリー、ねぎ、キャベツを作付け予定とのことでした。</p> <p>受人の年齢は44歳、本人の農業従事日数は360日です。</p> <p>農機具はトラクター5台、移植機2台、ハイクリブーム1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第55号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、番号6番を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第55号議案をご説明いたしますので、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>第55号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容については、番号6番を除く5ページ及び6ページをお願いいたします。申請件数は、8件です。田2筆及び畑8筆の面積合計18,701平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和5年9月30日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。</p> <p>本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しており</p>

	ます。以上でございます。
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号6番を審議します。ついで、議席7番茂木委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する番号6番をご説明いたします。計画内容については、5ページをお願いいたします。申請件数は、1件です。畑1筆の面積1,928平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>議席7番茂木委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第56号議案「農用地利用集積計画の決定について(期間)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第56号議案をご説明いたしますので、議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>第56号議案、農用地利用集積計画の決定について(期間)、本議案は、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>計画内容については、8ページをお願いいたします。申請件数は、1件です。田3筆の面積合計7,700平方メートルの麦作期間の利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定及び基本構想の附則の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第57号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第57号議案をご説明いたしますので、議案書9ページをお願いいたします。</p> <p>第57号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、以降「機構法」と申し上げますが、機構法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農用地利用集積等促進計画、以降「促進計画」と申し上げますが、この「促進計画」は、改正法の施行日の令和5年4月1日より、主に地権者と耕作者が相対で貸借をする「農用地利用集積計画」と、農地中間管理機構が地権者から借り受け耕作者に配分する「農用地利用配分計画」が廃止され、「促進計画」に一本化されたものでございます。</p> <p>今回の計画内容は、耕作者変更分のみでございます。計画内容でございますが、10ページをお願いいたします。申請件数5件、田4筆、畑1筆の面積4,202平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっております、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p>

	<p>促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第58号議案「農地法第3条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第58号議案をご説明いたしますので、11ページをお願いいたします。</p> <p>第58号議案、農地法第3条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について、本議案は、農地の競売に参加するため、申請人から提出されました別紙買受適格証明願につきまして、農地法第3条の規定による許可が受けられる買受適格者であることについて審議を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>競売物件となっている農地については、申請人が農地法第3条の規定による許可申請を行った場合と同様の許可判断要件に基づいて、審議いたしまして、許可相当であれば、買受適格を認められる者である旨、証明するものとなっております。</p> <p>本件は、さいたま地方裁判所熊谷支部が執行する同一の案件で、入札期間は令和6年10月30日から11月6日まで、開札期日は令和6年11月13日午前10時となっております。</p> <p>なお当該買受適格証明書を交付された者が、今後裁判所におきまして最高価買受申出人となり、今回の証明願と同じ内容で農地法第3条の規定による許可申請が提出された場合は、総会の審議を省略し、内部の決裁のみで許可証を交付するものでございます。</p> <p>証明願の内容については、12ページをお願いいたします。交付申請件数は、2件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりで</p>

	<p>す。地区担当は、議席 1 2 番永尾委員でございます。</p> <p>申請人は、市外において、農地所有適格法人の認可を受けた法人で、〇〇市、〇〇市において耕作を行っております。新たに野沢菜のハウス栽培による経営規模拡大のため、適した農地を探していたところ、申請地が競売物件となっていることを知り、裁判所での入札に参加するため、証明願の申請に至ったものでございます。</p> <p>次に整理番号 2 をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田 1 筆、整理番号 1 と同所となります。面積は記載のとおりです。地区担当は、議席 1 2 番永尾委員でございます。</p> <p>申請人は新規就農者です。現在は自営業で染物業を営んでおり、今回、新たにトマト栽培と藍染めの染料である藍の栽培による就農を目指し、適した農地を探していたところ、申請地が競売物件となっていることを知り、裁判所での入札に参加するため、証明願の申請に至ったものでございます。</p> <p>整理番号 1 及び整理番号 2 の申請地位置図は、1 3 ページをお願いいたします。先ほど申し上げましたとおり、買受適格者であるかについては、農地法第 3 条の規定による許可申請を行った場合と同様の許可判断要件に基づいて判断いたします。</p> <p>本議案については、申請者が県外に居住する農業者であること、及び新規就農者であることから、許可要件を満たしているか事務局及び地区担当委員のヒアリングにより確認いたしました。</p> <p>特に、所有するすべての農地を効率的に耕作すること、いわゆる全部効率利用要件については、農水省の事務処理基準において、「権利取得者等の住所地から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、今日では、権利取得者等以外の者の労働力も活用して農作業を行うことも多くなっていること、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、適当ではない。」とすること、また、「新規就農希望者であること等を理由としていたずらに厳しい運用や排他的な取扱いをしないよう留意する。」ことを踏まえ審議したところ、全部効率利用要件を含む全ての要件を満たしていると判断いたしました。</p> <p>かつ、申請人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案について、地区担当委員からの報告を求めます。整理番号 1 及び整理番号 2 について、議席 1 2 番永尾委員から報告を求めます。</p>
永尾委員	<p>整理番号 1 について、1 2 番永尾より報告させていただきます。1 3 ページの地図をご覧ください。現地確認につきましては、9 月総会の案件と同じ</p>

場所ですので割愛させていただきました。

申請人は〇〇市の認定農業者で農地所有適格法人です。〇〇市で主に菊芋及び銀杏を生産出荷しています。近隣で野沢菜を作付けするビニールハウスを探していたところ、今回競売の情報を知り申請に至ったとのこと。申請地までは車で30分ほどですが、〇〇市にも耕作地があるため、通作としては問題ないとのこと。

申請地では、ビニールハウスを修繕し野沢菜の栽培、ビニールハウス以外の場所で菊芋を作付け予定とのこと。ビニールハウスの修繕及び整地、耕耘にあたっては、複数名の従業員を臨時雇用する予定です。

経営の状況ですが、農業に従事する役員の従事日数は365日です。主な耕作者は役員本人で、役員の妻も農作業に従事する予定です。農機具は、耕耘機1台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台、農業用保冷庫1台、草刈機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われま。

引き続き、整理番号2について、12番永尾より報告させていただきます。

10月2日午後2時頃、武政推進委員と事務局、本人で現地確認及び本人へのヒアリングを行いました。これは、本人が現地をまだ確認していなかったため、ヒアリングのついでに一緒に現地確認に参加しました。

申請人は県外に在住し、家業で染物業を営んでおります。元々、農業に興味があり、農地を探していたところ、今回競売の情報を知り申請に至ったとのこと。

農業経験については、2年ほど前から自宅プランターで藍染めの原料となる蓼藍とトマトの栽培をしておりますが、農地での作付けは今回が初めてです。

申請地では、ビニールハウスを修繕しトマトの栽培、ビニールハウス以外の場所で蓼藍を作付け予定とのこと。なお、農地を取得した際には、近隣に住まいを引っ越し、農業に専念する予定とのこと。

主な耕作者は本人で、必要に応じて友人に手伝いをしてもらうとのこと。農機具は、耕運機やトマト選果機、軽トラックなど必要な機具を購入予定です。農業従事日数については、農地取得後は農業に専念するため許可要件として必要な150日以上の日数は満たせると思われま。

これらのことから、農地法第3条の許可要件は全て満たしていると思われま。ヒアリングの詳細については事務局に補足をお願いできればと思われま。以上、報告いたします。

議長	事務局から補足説明をお願いします。
----	-------------------

事務局	<p>事務局より、整理番号2について、補足説明させていただきます。時系列でご説明させていただきますと、10月2日に田端会長と永尾委員、武政推進委員、事務局の局長、局長補佐、担当でヒアリングを実施しました。申請人は、現地を直接見たのはこの日が初めてとのことで、現況を確認していただいたうえで、いきなりこの農地を取得し農業を始めるのはリスクが多いのではないかと、取得の意思は変わらないかを確認をしました。また、本庄市以外の場所でも農地を借りてブドウ栽培を始める話が進んでいるとのことでしたので、まずはブドウ栽培に専念してみてもと提案し、一度申請は見送る方向性となりました。</p> <p>その後、10月7日に事務局あてに申請人よりメールが届き、再考した結果、友人からの協力を得られることに目処がついたため、この場所でチャレンジしてみたいとのことでした。</p> <p>電話とメールで再度意思確認を行ったところ、申請の意志は変わりませんでしたので、10月10日の申請書提出時に、再度、事務局でヒアリングを行い、農地取得後は現在の住まいから申請地の近隣に引っ越し、農業に専念すること、農地取得後の農地の整備から栽培までの計画、栽培技術の取得方法などを再確認しました。また、予定していたブドウ栽培についても、今回の場所が取得できた際には取りやめ、本庄での営農に専念するとのことでした。</p> <p>事務局としても、申請を止めるものではありませんが、例えば、もう少し小規模な農地を借りることから始めるなど、再度、提案してみましたが、本人の意志は固く、この機会に申請地を取得出来た際には、居住を移してトマト栽培に専念したいとのことでした。以上、補足説明させていただきます。</p>
議長	<p>永尾委員並びに事務局から説明をいただきました。本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p>
宮部委員	<p>新規就農者が農地を取得するときに、面積の上限はありますか。</p>
事務局	<p>新規就農者ということで、面積の上限や下限はありません。提出された申請書類やヒアリングにより、その取得予定の農地の面積に応じた労働力や農機具の所有状況などを確認し、許可要件を満たしているか判断することとなります。</p>
議長	<p>他に、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、許可相当とすることと決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p>

	<p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第59号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第59号議案をご説明いたしますので、議案書14ページをお願いいたします。</p> <p>第59号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、15ページをお願いいたします。申請件数は1件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の田2筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、敷地拡張工事です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席9番反町委員でございます。</p> <p>本議案は、先月の第10回総会においてご議決いただいたものですが、拡張面積が既存敷地面積の1/2を超えており、第一種農地の不許可の例外規定を満たしていなかったため、埼玉県知事へ進達前に申請人より許可の取り下げの届出があり、今回、改めて本議案のと通りの許可申請があったものでございます。</p> <p>申請地位置図は、16ページをお願いいたします。4-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第一種農地と判断いたしました。</p> <p>第一種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張工事であるため、第一種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案について、地区担当委員からの報告を求めます。整理番号1について、議席9番反町委員の報告を求めます。</p>
反町委員	<p>9番反町より報告させていただきます。10月22日午後2時頃、高田推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書16ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、本庄東高等学校附属中学校から北東約200メートルに位置しております。</p>

	<p>申請目的は、自己用住宅の敷地拡張用地でございます。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、この案件は9月総会で審議していただき許可相当と議決を得た案件となりますが、第一種農地の不許可の例外規定である拡張する面積が既存敷地の1/2を超えた面積で申請をしていたため、総会后申請を取下げ、土地利用計画を見直し、再度申請に至ったことです。</p> <p>転用目的に変更はなく、転用する面積も減ったため、引き続き転用目的及び必要性は妥当であると思われま</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われま</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第60号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、整理番号2を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第60号議案をご説明いたしますので、議案書17ページをお願いいたします。</p> <p>第60号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、18ページをお願いいたします。</p> <p>引き続き、議事参与の制限に該当する、番号2番を除く整理番号1及び整理番号3から整理番号5までをご説明いたします。申請件数は、4件です。その内訳は、所有権移転2件、使用貸借権2件及び賃借権1件でございます。</p> <p>はじめに整理番号1でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席16番清水委員でございます。</p>

申請地位置図は、19ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。

次に、整理番号3でございます。18ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席6番金子委員でございます。

申請地位置図は、21ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号4でございます。18ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の田3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権及び所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。令和6年2月29日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、議席7番茂木委員でございます。

なお申請人の施設は、建築基準法第51条、以降「51条」と申し上げますが、に定める「卸売市場等の用途に供する特殊建築物」である、「と畜場」であり、「卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされておりますが、51条ただし書きにおいて、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつ

	<p>ては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされております。</p> <p>本案の敷地拡張用地については、本総会後の10月29日に予定されている本庄市都市計画審議会において審議のうえ、支障がないと認めた場合については、県において51条ただし書きによる許可となるものでございます。</p> <p>申請地位置図は、22ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張工事であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、転用許可の一般基準における事業実施の確実性において、農地法規則第47条第1項第2号では、「申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかつたこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。」となっておりますが、本案につきましては、市担当課と確認したところ、51条ただし書きの許可の見込みがあること、農地法規則第47条第1項第2項以外の許可基準については全て要件を満たしていることから、本許可申請については、51条ただし書きに基づく県の許可を得ることを条件として、許可相当と判断しております。</p> <p>次に、整理番号5でございます。18ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、23ページをお願いいたします。5-5については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1及び整理番号3から整理番号5までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席16番清水委員の報告を求めます。</p>

清水委員	<p>16番清水より報告させていただきます。</p> <p>10月20日午前10時頃、秋山推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書19ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は、千本桜橋から南東へ約430メートルに位置しています。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定でございます。申請人は、市外のアパートで生活しています。将来のことを考え、現在の住まいでは手狭になると思い、自己用住宅の建築を計画し、夫の両親に相談したところ、申請地を借りうけることについて承諾が得られたため申請に至ったとのことです。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号3について、議席6番金子委員の報告を求めます。
金子委員	<p>6番金子より報告させていただきます。10月21日午前11時頃、戸塚委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書21ページ5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、国道462号線坂東大橋南交差点の東側すぐに位置しています。申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定でございます。</p> <p>申請人は、市外のアパートに夫婦で生活しています。現在の住まいでは手狭になり自己用住宅を持ちたいと考え、母親に相談したところ、申請地を借りることができたため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号4について、議席7番茂木委員の報告を求めます。
茂木委員	<p>7番茂木が報告させていただきます。久保推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書22ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、第二浄水場から東へ約300メートルに位置しております。申請目的は堆肥舎の設置、駐車場、資材置場としての敷地拡張になります。受人は現在、申請地の西側で食肉処理事業を営んでいます。</p> <p>堆肥舎については、現状、牛と豚のと畜過程で出る汚泥に費用をかけて処分していましたが、堆肥舎を設置することで処分費用の削減と堆肥も作ることが出来るとのことです。</p> <p>また、国道17号バイパスの建設により既存の搬入搬出ルートに支障が生じるため新たなルートを確保する必要が出てきたこと、事業拡大に伴い既存</p>

	<p>の調整池を移設し駐車場を移転する必要が出てきたこと、資材置場は、現在の置き場が手狭なことと、今後の事業拡大を考慮して新たに設置するため、今回の申請に至りました。</p> <p>この計画により、防疫上必要な搬出入のルートが設置でき、事業運営の効率化も図ることが出来るとのことです。</p> <p>以上のことから、転用の目的及び必要性は妥当であると考えます。</p> <p>また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、議席番号11番宮部委員の報告を求めます。</p>
宮部委員	<p>11番、宮部より報告させていただきます。10月20日10時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書23ページ5-5の地図をご覧ください。申請地はJR八高線松久踏切から北西に約110メートルの場所に位置しております。</p> <p>申請目的は売買による土地分譲用地です。申請地は商業施設などに近く、利便性の良い場所となっていることから、計4区画に区分けし住宅地として販売を計画しているとのことです。</p> <p>用途地域は準工業地域で周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する整理番号2を審議します。ついで、議席17番木村委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する整理番号2をご説明いたします。18ページをお願いいたします。申請件数は、1件です。その内訳は、使用貸借権1件でございます。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑</p>

	<p>2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席13番田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、20ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉林推進委員からの報告を求めます。</p>
倉林推進委員	<p>整理番号5-2について田端会長に代わりまして、倉林が報告させていただきます。10月19日午後2時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書20ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、児玉総合公園体育館エコーピアから南西へ約350メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は、自己用住宅用地としての使用貸借権の設定となっております。</p> <p>申請人は現在、実家で両親とともに住んでいます。実家暮らしでは手狭になり、各地を探しましたが希望する土地が見つからず、伯父に相談したところ、申請地を貸していただけることになりました。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めまます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めまます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席17番木村委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第61号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の</p>

	<p>規定により議事参与の制限に該当する、事案番号4を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第61号議案をご説明いたしますので、議案書24ページをお願いいたします。</p> <p>第61号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更について、本議案は、本庄農業振興地域整備計画に対し提出された農用地利用計画の変更に係る申出書について、本庄市長が、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別冊「本庄農業振興地域整備計画の変更について」のとおり計画を変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>議事参与の制限に該当する、事案番号4を除く申出内容については、別冊の1ページ及び2ページをお願いいたします。農用地区域からの除外3件及び本庄農業振興地域整備計画の軽微変更1件となっています。</p> <p>農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅等集落の連たん性のある地域で、農業振興地域の整備に関する法律及び本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針に定める基準に従い、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっており、除外の手続きを経たうえで、転用申請を行う必要があります。</p> <p>変更内容でございますが、農用地区域からの除外については、事案番号1から事案番号3までの既存施設の拡張の申し出で除外が可能なものでございます。</p> <p>また、本庄農業振興地域整備計画の軽微変更については、事案番号5の農用施設の敷地拡張でございます。</p> <p>まずは、議事参与の制限に該当する、事案番号4番を除く農用地区域からの除外に係る事案番号1から事案番号3をご説明いたします。はじめに、事案番号1でございます。4ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、散歩道、避難エリア及び通路の設置に係る敷地拡張です。5ページ及び6ページ「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、なしです。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」となっております。7ページが「位置図」、8ページが「付近案内図」、9ページが「農用地区域図」で、緑色の着色が農用地区域で青地の農地となります。10ページが「公図の写し」、11ページが「事</p>

業計画図」となります。

次に、事案番号2でございます。13ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、駐車場の増設に係る敷地拡張です。14ページ及び15ページ「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、なしです。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」となっております。16ページが「位置図」、17ページが「付近案内図」、18ページが「農用地区域図」、19ページが「公図の写し」、20ページが「事業計画図」となります。

次に、事案番号3でございます。22ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、宮戸地内の田1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、駐車場の増設に係る敷地拡張です。23ページ及び24ページ「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、なしです。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」となっております。25ページが「位置図」、26ページが「付近案内図」、27ページが「農用地区域図」、28ページが「公図の写し」、29ページが「事業計画図」となります。

農用地区域からの除外に係る事案番号1から事案番号3までの申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると判断します。

続きまして、農業振興地域整備計画の軽微変更、農用地区域からの除外ではなく用途の変更でございますが、軽微変更に係る事案番号5をご説明いたします。40ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町飯倉地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、牛舎敷地の拡張です。41ページから44ページまでの「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、なしです。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」となっております。45ページが「耕作証明書」、46ページが「位置図」、47ページが「付近案内図」、48ページが「農用地区域図」、49ページが「公図の写し」、

	50ページが事業計画図となります。以上でございます。
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号4番を審議します。ついで、福島推進委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する事案番号4をご説明いたします。31ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、傍示堂地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。32ページ及び33ページ「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、「本庄北部土地改良区」及び「上里幹線土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」及び「都市計画法第29条の許可」となっております。34ページが「位置図」、35ページが「付近案内図」、36ページが「農用地区域図」、37ページが「公図の写し」、38ページが「事業計画図」となります。</p> <p>さきほどの議事参与の制限に該当する事案番号4を除く事案番号1から事案番号3と同様の理由により、申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると判断します。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。福島推進委員の復席</p>

	<p>を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>はじめに、報告第49号をご説明いたしますので、議案書25ページをお願いいたします。</p> <p>報告第49号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、26ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が仲介し、農地売買等支援事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第50号をご説明いたしますので、議案書27ページをお願いいたします。</p> <p>報告第50号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、28ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第51号をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。</p> <p>報告第51号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、30ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第52号をご説明いたしますので、議案書31ページをお願いいたします。</p> <p>報告第52号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、32ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要</p>

	<p>としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第53号をご説明いたしますので、議案書33ページをお願いいたします。</p> <p>報告第53号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。</p> <p>受理件数は、1件です。報告書は34ページから38ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3か月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものでございます。</p> <p>続きまして、報告第54号をご説明いたしますので、議案書39ページをお願いいたします。</p> <p>報告第54号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、40ページをお願いいたします。受理件数は、4件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和6年第11回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和6年第11回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和6年10月25日(金)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時20分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席	○	藤田	高橋 勝	出席
2	内田 新一	出席	○		金井 優	出席
3	金井 清子	出席		仁手	海澤 房男	出席
4	戸谷 忠司	出席			坂上 公男	出席
5	中野 和夫	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	金子 順治	出席			久保 国男	欠席
7	茂木 良明	出席		北泉	井上 栄二	出席
8	塩原 圭一郎	出席			高田 裕之	出席
9	反町 辰夫	出席			高月 政男	出席
10	鈴木 誠次	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 豊徳	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永	出席
13	田端 講一	出席				
14	倉野内 浩	出席		秋平	高山 将之	欠席
15	鈴木 良美	出席			福田 光男	出席
16	清水 辰雄	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	秋山 守	出席
18	坂爪 裕	出席			中里 光夫	出席
19	出牛 康	出席			新井 伸幸	出席
本庄	吉岡 昭	出席		共和	新井 幸男	欠席
藤田	福島 正紹	出席			小賀野 昇	出席

説明員

事務局長	小沢 智明
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
局長補佐兼総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主査	福島 幸恵
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未
支所環境産業課産業係主査	今井 勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人